

○監査等品質管理方針

平成 30 年 3 月 22 日
郡山市監査委員
改正 令和 2 年 3 月 4 日

郡山市監査基準第 11 条の規定に基づき、監査等品質管理方針を次のとおり定める。

1 基本方針

監査等の品質管理については、次の点に留意して取り組むものとする。

- (1) 実施計画を踏まえて監査等が適切に実施されているか。
- (2) 指摘事項等に関して、実施した監査等の手続の内容及び入手した監査等の証拠等による裏付けは合理的かつ必要十分なものであるか。
- (3) 監査結果報告等の記述は、市民にとってわかりやすいか。

2 実施手続

品質管理の実施手続については、次のとおりとする。

(1) 日常的な品質管理

事務局職員は、実施する監査等の品質について、実施計画や入手した証拠等書類、関係法令等の裏付け資料等により、日常的に確認を行う。

(2) 定期的な品質管理

代表監査委員は、監査委員を代表して、指摘事項等や監査結果報告等について、事前に事務局から監査資料などの提示と説明を求め、定期的に確認を行う。

附 則

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。